平成２６年（フ）第３１０号
沖縄県中頭郡西原町字上原275番地の３
フェリーチェ１　Ａ－１
債務者　友利　哲也
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第３１４号
沖縄県浦添市宮城３丁目18番12－301号
ファミール仲西
債務者　平田　　良
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第３７１７号
大阪府東大阪市瓜生堂１丁目20番13号　エステートピアヤスダⅠ棟102号
債務者　松尾　祥行
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２６３号
大阪府東大阪市渋川町２丁目４番25号フィールド305号、前住所大阪府岸和田市藤井町１丁目８番10―602号
債務者　松下　雄平
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３７０号
大阪府吹田市山田西１丁目23番Ａ13―204号
債務者　石倉　克行
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４８０号
大阪市西区新町２―10―17　ルミエール西大橋302号、住民票上の住所大阪市西区南堀江２丁目９番18号
債務者　ｈａｉｒ　ｓｔｕｄｉｏ　Ｌｉｎｋこと　青葉信之介
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６００号
大阪府東大阪市荒川３丁目16番８号　レジエーロ永和202号
債務者　日俣製作所こと　日俣　正則
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７５５号
大阪市生野区田島２丁目８番２号
債務者　長谷川明雄
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８６０号
大阪市淀川区木川西４丁目２番13号あけぼの荘２号
債務者　東　　健一
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９５１号
大阪府茨木市水尾２丁目３番23号
債務者　吉川麻紀子
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７号
北海道標津郡中標津町東13条南８丁目１番地２　白樺団地Ｄ棟25
債務者　工藤麻奈未
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２６年（フ）第３７０号
静岡県掛川市上西郷2223番地の11　アンブレラ201、前住所静岡県掛川市初馬2517番地の105
債務者　辻カルロスこと　ダ　シルバ　カルロス　ツジ
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３７１号
静岡県掛川市上西郷2223番地の11　アンブレラ201、前住所静岡県掛川市初馬2517番地の105
債務者　稲村シルレイこと　イナムラ　シルレイ
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４１４号
静岡県浜松市中区領家３丁目18番９号　清風ハイツＢ102、前住所静岡県浜松市南区西町605番地の１
債務者　加納　郁男
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２８９号
北海道空知郡上富良野町宮町２丁目６番２号
債務者　鈴木三千代
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部